

## 令和4年度 地域福祉計画関連のまとめ

### 1. 取組の考え方（第4次計画P8～9、23～24など）

佐倉市では、「地域資源」が数多く活動している中、基本理念を実現するために、市内を含めて様々な人やものを「つなぐ」ことを意識して取り組んでいくことを継続。

### 2. 推進委員会（第4次計画P71、75～77など）

令和4年度は推進委員会委員の改選年次であり、新体制のもと、次期計画の策定準備を進める予定であった。しかし、事務局である社会福祉課が、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰に伴う各種給付金の支給事務を急遽所管することとなり、これらの業務との調整の結果、本日の会議が今年度第1回目の開催となった。

#### ○会議開催概要（第2期推進委員会・令和4年度）

回数・開催日	主な内容
第1回・3月23日(木)	<p>○議事</p> <p>(1) 会長、副会長選出</p> <p>(2) 会議公開、議事録の作成方法について</p> <p>○概要説明</p> <p>(1) 佐倉市地域福祉計画推進委員会について</p> <p>(2) 第4次佐倉市地域福祉計画の進捗状況について</p> <p>(3) 今後のスケジュール(予定)等について</p> <p>○フリートーク</p>

### 3. 市社協との連携（第4次計画P3、4など）

#### (1) 事務局連絡会議（市と市社協の計画担当者における実務レベルの連携）の開催

※令和2年7月以降は、具体的な議題はなくても、情報共有のため概ね月1回程度のペースで開催している。

#### ○会議開催概要（令和4年度）

回数・開催日	主な内容
第1回・4月20日(水)	○両計画の状況について
第2回・5月18日(水)	・地域福祉コーディネーターの活動状況について
第3回・6月15日(水)	・子ども食堂の活動状況について
第4回・7月20日(水)	・佐倉市ボランティアセンターの概況について
第5回・9月21日(水)	・市総合計画での位置づけについて
第6回・10月19日(水)	・関連事業の議会対応について
第7回・12月21日(水)	・その他
第8回・2月15日(水)	
第9回・3月15日(水)	

#### 4. 成果指標（第4次計画P47・計画の概要P4）

第4次計画の成果指標は、個別計画等における取組があることから、基本目標ごとに、重点的な項目について設定している。

基本目標	指標（説明）
【基本目標1】 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します	相談、支援の環境等が構築されていると思う・どちらかというと思う意識（市民意識調査）
【基本目標2】 福祉サービスの利用を促進します	個別計画等の取組（進捗状況）※個別計画等による
【基本目標3】 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します	地域福祉活動ボランティア人数 （佐倉市ボランティアセンター登録人数 ※総合計画前期基本計画成果指標）
【基本目標4】 住民参加をさらに促進し、充実します	住民同士の交流やふれあいができていると思う・どちらかというと思う意識（市民意識調査）

##### （1）市民意識調査（例年、企画政策課で実施）（第4次計画P15～19）

○調査結果は、資料4参照。

##### （2）地域福祉活動ボランティア人数（佐倉市ボランティアセンター登録人数）

○毎年度末の実績値を市社協から提供していただき、その分析をしながら、目標値の達成に向け、事務局連絡会議で意見交換するなど、市社協と連携して取り組んでいく。

	平成30年度 （現状値）	令和元年度 （参考値）	令和2年度 （実績値）	令和3年度 （実績値）	令和4年度 （1月末時点）	目標値 （令和5年度）
佐倉市ボランティアセンター登録人数	2,814人	2,681人	2,443人	2,695人	2,834人	3,000人
グループ登録数	106団体	106団体	99団体	99団体	100団体	—
	2,528人	2,401人	2,246人	2,509人	2,646人	—
個人ボランティア登録者数	286人	280人	197人	186人	188人	—

（「現状値」＝第4次佐倉市地域福祉計画策定時における直近の現状値）

※個人ボランティアの登録数は、令和2年度に大きく減少し、未だ回復には至っていない。新型コロナウイルス感染症拡大により、活動が困難になったことが一因と考えられる（ボランティアセンターへの登録は、年度ごとの申請を要する）。

※グループ登録の団体数と人数も、令和2年度に減少したが、センターからコロナ禍にお

れる活動の工夫を呼びかけたこともあり、人数は令和3年度から増加している。市社協によると、高齢化で活動を継続できなくなり脱退した団体がある一方、多くの構成員を有する団体の新規登録もあり、登録団体の構成の変化も影響しているとのこと。

### (3) 進捗管理の考え方

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日・子発1212第1号）など、国の策定ガイドラインでは、

- 評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。

とされている。

## 5. 次期計画に向けて

- 令和5年度は、次期計画である第5次地域福祉計画の策定年度であり、第2期推進委員会では、第4次計画の評価、第5次計画の素案に対する提言をいただく。
- 社会福祉法が改正され、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が市町村地域福祉計画の記載事項となった。これまでの議論、庁内での検討、佐倉市の現状を踏まえつつ、次期計画に反映していく。